

国民健康保険の都道府県化に当たり加入者の負担軽減等を求める意見書

2018年度から国民健康保険の財政運営の主体を都道府県に移管し、都道府県と市町村の両方が国民健康保険の保険者となる都道府県化が開始される。

これにより都道府県は、医療給付に必要な費用を市町村に交付し、その財源として各市町村は、都道府県から示された納付金を支払うことになる。各市町村は、都道府県から示される標準保険料率を参考に、加入者に対して保険税（料）を賦課し徴収することになる。

しかしながら、国民健康保険の加入者は高齢者が多いことなどから、加入者1人当たりの医療費が高い一方、低所得者が多いために保険税（料）負担能力は低いという構造的問題を抱えている。そのため、狛江市も含めほとんどの市町村が一般会計からの繰り入れで保険税（料）負担を抑制している実態がある。一方、都道府県化についての国のガイドラインは、こうした市町村による一般会計からの繰り入れの段階的解消など掲げており、保険税（料）の大幅な引き上げになるのではとの危惧の声が上がっている。

よって狛江市議会は東京都に対し、国民健康保険の都道府県化に当たり、社会保障制度としての国民皆保険制度を堅持し、加入者の負担軽減等のため、下記事項について対応されるよう強く求めるものである。

記

- 1 東京都が試算している「納付金」「標準保険料率」を初め、都道府県化に向けた準備内容の全てを早急に都民に明らかにすること。
- 2 東京都として、国に対して国民健康保険への国庫負担割合の引き上げを求めるとともに、東京都として、来年度からの都道府県化によって保険税（料）の引き上げにならないよう財政措置を行うこと。
- 3 東京都が策定する国民健康保険運営方針において、各市町村が行っている保険税（料）軽減のための一般会計からの繰り入れについては、各自治体の判断を尊重し、抑制を求めることのないようにすること。また、同運営方針における収納率向上の取り組みについては、保険税（料）滞納者について、滞納者の生活実態を丁寧に聞き、福祉的支援も含めた生活再建を重視し、強引な徴収とならないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年(2017年)6月22日

東京都狛江市議会

平成29年6月22日 原案否決